

第1節 防災意識の高揚計画

総務課 総合政策課 学校教育課

町は、地震発生時に町全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

具体的な計画については、第2編第1章第1節「防災意識の高揚計画」に準ずるものとする。

なお、住民に対して、自主防災思想や、正確な防災・気象に関する知識（発生地震の想定、気象庁震度階級関連解説表、地盤の揺れやすさ、緊急地震速報による事前覚知等）、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及徹底を図る。

1 緊急地震速報による事前覚知

緊急地震速報を利用することにより、いち早く身を守る行動に移ることができる。

(1) 速報の内容

地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名、強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域名

(2) 留意事項

ア 情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは速報が間に合わないことがある。

イ ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴う。

2 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、（一財）消防防災科学センター作成のパンフレット「地震に自信を」では次のような事項を挙げている。

（ふだんの対策）

- ◆ 自分の家がいつ建てられたのかを調べておく。昭和56（1981）年に住宅の建物の強さを定める基準が強化されたため、これ以前に建てられている場合には十分な強度が備わっているか耐震診断を受けて、その結果に応じた補強を行う。
- ◆ 家具の固定や配置の見直しで、家の中での家具の転倒、照明や荷物の落下等が発生しないようにして、特に寝室や居間に安全な空間を確保する。
- ◆ 家庭で防災会議を開き、大地震のときに家族があわてずに行動できるように、ふだんから次のようなことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。
 - ・ 家の中でどこが一番安全か
 - ・ 救急医薬品や火気などの点検
 - ・ 幼児や老人の避難はだれが責任をもつか
 - ・ 避難場所、避難路はどこにあるか
 - ・ 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか

・ 家族間の連絡方法をどうやって行うか、最終的な待ち合わせ場所はどこにするか

- ◆ いざというときのために消火器や三角バケツなどの消火用具を備えておく。
- ◆ 避難場所での生活に最低限必要な準備をし、負傷したときに応急手当ができるように準備しておく。また、非常持出袋などはいつでも持ち出せる場所に備えておく。
- ◆ 日頃から避難場所や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。
- ◆ 自分が住む地域が、過去に風水害を経験した土地かどうか、日頃から調べておく。

(地震が起きたときの最初の行動)

- ◆ 揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠す。座ぶとんなどが身近にあれば、頭部を保護する。
- ◆ 揺れを感じたら、玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。
- ◆ 大揺れは1分程度でおさまるので周囲の状況をよく確かめ、あわてて外へ飛び出すことなく落ち着いて行動する。
- ◆ 使用中のガス器具、ストーブなどは、すばやく火を消す(石油ストーブは「対震自動消火装置」付きのものを使用する)。ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜く。
- ◆ 万一出火したら、まず消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止めるようにする。大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。
- ◆ 狭い路地や塀ぎわは、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。
- ◆ 川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので、近寄らない。
- ◆ 不要、不急な電話は、かけないようにする。特に消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は消防活動等に支障をきたすので行わない。

(避難するときの注意点)

- ◆ 避難するときは、必ず徒歩で避難する。このときの服装は運動着等活動しやすいものとし、携帯品は必要品のみにして背負うようにする。
- ◆ テレビ、ラジオの報道に注意してデマにまどわされないようにする。また、町役場、消防署、警察署などからの情報には、絶えず注意する。

第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実計画

総務課 住民課 健康福祉課 商工観光課

災害発生時に対応できる体制を整えるため、自助・共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行う。

具体的な計画については、第2編第1章第2節「地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実計画」に準ずる。このほか、住民個人が行う災害対策として、震度、マグニチュード、過去に発生した地震の被害状況、緊急地震速報及びその利用の心得等の知識の取得、各家庭の耐震診断等の安全点検、耐震化等の補強・家具の固定等の実施、地震保険への加入の検討を行う。

第3節 ボランティア活動支援計画

総務課 住民課 健康福祉課 農政課 建設課 都市計画課

町は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

具体的な計画については、第2編第1章第3節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。

第4節 防災訓練計画

総務課 学校教育課

自主防災組織、事業所、防災関係機関が個別に、また、それぞれ連携のもとに防災訓練を継続的に実施し、地震発生時の対応能力の向上を図るとともに、各自の役割に応じた活動が円滑かつ組織的に行えるよう、町は、総合防災訓練を実施する。

具体的な計画については、第2編第1章第4節「防災訓練計画」に準ずる。

第5節 避難行動要支援者支援計画

総務課 健康福祉課 こども未来課 建設課

町は、県と連携し、災害時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備及び公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、震災時の全面的な安全確保を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第5節「避難行動要支援者支援計画」に準ずる。

第6節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備計画

総務課 建設課

大規模地震発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・飲料水・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

具体的な計画については、第2編第1章第6節「物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備計画」に準ずる。

第7節 震災に強いまちづくり計画

総務課 建設課 学校教育課

町は、都市整備に係る機関と協力して、道路、公園、河川などの骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、住宅、産業、教育、福祉医療等の施設の配置についても計画的な土地利用を図り、地震防災対策上危険な市街地の解消を図るなど総合的な施策を展開し、震災に強いまちづくりを推進する。

1 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県では、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づき、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関して、「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成している。

町は、この計画に基づき、計画的に施設、設備等の整備事業を行い、震災に強いまちづくりを推進する。

2 火災延焼防止のための緑地整備

(1) 避難場所の緑化

避難場所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の有する延焼阻止機能等に着目し、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

(2) 家庭等の緑化

樹木の有する延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭から工場その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

その他、具体的な計画については、第2編第1章第7節「水害、台風・竜巻等風害に強いまちづくり計画」に準ずるものとする。このほか、施設の整備等に当たっては、特に耐震性の強化に留意する。

第8節 農業関係災害予防計画

農政課

町、県、農地・農業用施設等の管理者は、地震の発生に際して、農業被害を最小限に抑えるため、連携して予防対策を実施する。

具体的な計画については、第2編第1章第9節「農業関係災害予防計画」に準ずるものとする。

第9節 情報・通信網の整備計画

総務課 総合政策課

大規模地震発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。

具体的な計画については、第2編第1章第10節「情報・通信網の整備計画」に準ずるものとする。

第10節 避難体制の整備計画

総務課 健康福祉課

地震発生時に危険区域にいる住民、駅等にあふれる帰宅困難者、ホテル、大型店舗等不特定多数の人が集まる施設の利用者を安全かつ迅速に避難させるため、あらかじめ避難所等の設定、避難誘導體制、避難所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第11節「避難体制の整備計画」に準ずるものとする。ただし、次の事項については、特に留意する。

1 帰宅困難者対策

(1) 帰宅困難者の定義

「帰宅困難者」とは、大規模震災の発生による鉄道等の交通機関の運行停止のために外出先で足止めされ、徒歩で自宅に帰ろうとした場合に自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。

(2) 栃木県帰宅困難者対策連絡会議への参加

町は、県が主宰する「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」（県、県警察、市町、鉄道事業者

により構成)に参加し、帰宅困難者発生時の円滑な対応に必要な連絡調整を行う。

(3) 一斉帰宅の抑制

震災発生直後に人々が一斉に帰宅を開始した場合、交通渋滞や路上・駅周辺等の混雑を引き起こし、応急活動の妨げになるとともに、転倒や落下物による負傷等の二次被害を受ける可能性がある。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、次のとおり一斉帰宅を抑制する取組を実施する。

ア 企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

(7) 従業員や児童・生徒等を一定期間施設内にとどめるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保

(4) 従業員や児童・生徒等の安否確認手段の確保

(7) 従業員や児童・生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

イ 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導体制や利用者を一定期間とどめる場所・備蓄の確保など、利用者保護と一斉帰宅の抑制に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、利用者が当該施設内で被災した場合における避難誘導体制や利用者を一定期間とどめる場所・備蓄の確保など、利用者保護と一斉帰宅の抑制に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施するよう努める。

ウ 住民等への周知

町は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を住民へ周知するとともに、ア・イの取組について企業等への啓発を図る。

(4) 一時滞在施設等の確保

町は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、町所有の施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。

町は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

(5) 帰宅困難者の誘導等の体制整備

町は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の案内誘導について、県警察等の関係機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、(一社)栃木県バス協会に協力を得られるよう連絡体制を整備しておく。

県は、栃木県帰宅困難者対策連絡会議等を通じて、町に対して必要な支援を行う。

(6) 外国人への支援

町は、国際交流協会等と連携し、外国人の帰宅困難者に対して多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

県及び（公財）栃木県国際交流協会は、町及び町の国際交流協会に対して必要な支援を行う。

2 県外避難者受入対策

(1) 避難受入場所の確保

町は、大規模災害等により県外からの避難者を受け入れる状況の発生に備えて、避難受入場所を指定するとともに、県が行う受入可能施設の把握調査に協力する。

なお、町及び県は、避難所の選定にあたり、避難行動要支援者の受入れについて十分留意する。

(2) 県外避難者受入体制の整備

県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営は、原則として町が実施することになる。このため、町は、第2編第1章第11節「避難体制の整備計画」の「4 避難所管理・運営体制の整備」に準じて体制の整備を図る。その際、県が行う避難所の全体調整や避難所運営の人的・物的支援等に留意する。

第11節 消防・救急・救助体制の整備計画

総務課

大規模地震発生時には、多数の被災者が同時かつ広範囲にわたり発生することが予想される。このため、地域住民、町、県、防災関係機関が連携して、火災予防の徹底に努めるとともに、迅速、適切に消防活動、被災者の救助活動、傷病者の応急処置、救急搬送等を行う体制を整備する。

具体的な計画については、第2編第1章第12節「消防・救急・救助体制の整備計画」に準ずる。このほか、大地震による二次災害としての火災は、同時多発的に発生することが予想されるため、平素から出火防止や初期消火の重要性を十分認識し、また住民に啓発するとともに、消防力及び消防水利の整備・増強に重点を置いた以下の地震火災予防対策の徹底に努める。

また、倒壊家屋等からの負傷者の救出を図るため、町消防団、自主防災組織及び石橋地区消防組合での資機材の備蓄等を推進する。

1 地震に伴う出火防止

(1) 一般火気器具からの出火防止

町は、地震による火災の発生を未然に防ぐため、防災訓練及び広報紙等を通じて次の事項等の出火防止についての知識の普及を図る。

ア 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火

気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。

イ 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、感震ブレーカーや対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。

(2) 化学薬品からの出火防止

学校や事業所等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。このため、平素から次の措置の徹底を図っておく。

ア 混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。

イ 引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

2 初期消火体制の充実強化

地震時は、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、町は、地震時に有効に機能するよう組織と活動力の一層の向上を図り、住民や自主防災組織による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

(1) 事業所の初期消火力の強化

町は、震災時には事業所独自で行動できるよう自衛消防組織等の確立強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な消防計画を作成する。

(2) 地域住民と事業所の連携

町は、平素から消火器等の常備や風呂水の汲み置き等を行っておくよう住民に啓発するとともに、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を一層高めていく。また、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

3 初期救出計画

(1) 救出資機材の整備

町は、家屋、建築物等の下敷になった人々の救出を迅速に行うため、エアジャッキ、チェーンソー等の救出資機材を整備するとともに、住民による初期救出の重要性から、各自主防災組織等において、バール、ノコギリ、ジャッキ等の資機材の整備を検討する。

(2) 非常時における救出用資機材の住民への放出

町は、住民による初期救出活動を促すため、震災時には消防等の保有する資機材の放出を行い、より迅速な救出活動が行えるようにする。

第12節 保健医療体制の整備計画

総務課 健康福祉課

大規模な震災発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動を実施できるよう、町・医療機関等関係機関は、災害に備え保健医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第13節「保健医療体制の整備計画」に準ずる。

第13節 緊急輸送体制の整備計画

総務課 総合政策課 建設課 都市計画課

大規模地震発生時に、被災地域へ応急対策活動人員、支援物資等が迅速かつ確実に輸送できるよう、町は、県、県警察、その他関係機関との連携のもと、災害に備えて緊急輸送体制の整備を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第14節「緊急輸送体制の整備計画」に準ずる。

第14節 防災拠点の整備計画

総務課 都市計画課

大規模地震発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を、関係機関との連携を図りながら、計画的に整備していく。

具体的な計画については、第2編第1章第15節「防災拠点の整備計画」に準ずる。

第15節 建築物災害予防計画

総務課 建設課 都市計画課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課

地震発生時における建築物の安全性の確保を促進するため、町、県及び施設等の管理者は、地震に対する建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を積極的に講ずる。

1 壬生町建築物耐震改修促進計画の策定

(1) 耐震化率の目標値設定

令和7年度までに、住	宅	95%に設定
	多数の者が利用する建築物	100%に設定
	防災上重要な町有建築物等	100%に設定

(2) 民間・町有建築物の耐震診断・改修等の促進

町は、県及び関係機関等と連携し、建築物の耐震化についての住民への普及啓発、耐震アドバイザーの派遣、住宅の耐震診断・耐震改修への補助等を行い、民間住宅の耐震化を促進する。また、町有建築物については、壬生町建築物耐震改修促進計画の目標に向け、耐震診断を早期に実施し、耐震性の低い建築物の耐震改修を積極的に実施する。

2 民間建築物の耐震性の強化促進

建築基準法の建築物の防災関係規定は、不測の災害を反省し、逐次改正がなされ、耐震性能向上のための規定は、昭和56年6月1日に大改正がなされた。

しかし、「阪神・淡路大震災」においては、死亡者の死因の約7割が建築物の倒壊による圧死だったことで、改めて建築物の耐震化の重要性が浮きぼりとなったところであり、町としては広く住民、事業所等に対し、耐震化の広報を行う。

(1) 耐震診断、耐震改修の促進等

町は、県と連携し、耐震改修促進法に規定されている耐震性能を有さないと想定される既存建築物等について、壬生町耐震改修促進計画に基づき、建築物の所有者等に指導・助言を行い、耐震診断、耐震改修を促進する。また、天井の脱落防止対策についても、県と連携して、新しい基準や落下の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていく。

(2) 耐震性に関する知識の普及

町は、県と連携し、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震工法、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修相談窓口の整備、耐震アドバイザー等の派遣、建築技術者向け耐震診断講習会の開催等の措置を講じ、既存建築物の耐震性の向上の促進を図るとともに、建築物の設計、施工について豊富な知識と経験をもつ(一社)栃木県建築士会、(一社)栃木県建築士事務所協会等の協力を得て、住民が安心して相談できる環境を整えるとともに、耐震改修の普及啓発等を実施し、民間建築物の耐震化促進を図る。

(3) 耐震診断、耐震改修の費用助成

耐震診断・改修の実施には相当の費用を要することから、町は、所有者等の費用負担を軽減するための助成制度の周知・活用促進を図る。

3 公共建築物の耐震性等の強化促進

(1) 防災上重要な公共建築物

- ア 防災拠点（災害対策活動拠点、濁協医科大学病院（災害拠点病院））
- イ 医療救護活動の施設（病院等）
- ウ 応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
- エ 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- オ 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障がい者支援施設等）

(2) 公共建築物の耐震性の強化

公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、又は避難施設等として重要な役割をもつことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

ア 町庁舎の整備

町は、災害対策の中核施設として重要な役割を担う町庁舎について、耐震診断結果に基づき、耐震補強工事、非構造部材の耐震対策を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。

イ 学校校舎

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、震災時における児童・生徒等や教職員等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

(7) 校舎の耐震性の確保

国が示す技術的基準に基づいて、非構造部材の落下防止対策に努める。

(4) 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

ウ その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難収容施設、医療救護施設、社会福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

(3) その他必要な予防対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進する。

ア 建築物、建造物の安全確保

施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 飲料水の確保
- (イ) 非常用電源の確保
- (ウ) 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- (エ) 配管設備類の固定・強化
- (オ) 施設・敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備
- (カ) その他防災設備の充実

ウ 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検や法令に基づく点検などにより施設の維持管理に努める。

- (ア) 点検結果表
- (イ) 現在の図面及び防災関連図面
- (ウ) 施設の維持管理の手引

4 震災建築物応急危険度判定制度の整備

町は、地震により被災した建築物の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、「壬生町震災建築物応急危険度判定実施要綱」（資料12-7）に基づき、震災建築物応急危険度判定体制を整備する。また、判定活動に必要な資機材について、あらかじめ調達し、備蓄しておくなど、必要な措置を講ずる。

なお、被災建築物の応急危険度を判定する技術者を確保するため、県が実施する震災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき、震災建築物応急危険度判定士の養成、認定に努める。

5 被災宅地危険度判定制度の整備

地震により被災した宅地の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、町は県と連携を図り、「壬生町被災宅地危険度判定実施要綱」（資料12-6）に基づき、被災宅地危険度判定制度を整備する。

なお、被災宅地危険度判定士の養成、派遣、輸送、判定基準等の運用・連絡網について整備するとともに、危険度判定活動に必要な資機材について、あらかじめ調達し、備蓄しておく。

6 ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止

(1) ブロック塀等の倒壊防止

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が大きく、死亡事故も発生したことから、ブロック塀等倒壊防止のための施策を推進してきたが、平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災及び平成30年の大阪北部地震においても、多くの被害が生じた。このため、町は、ブロック塀等の倒壊防止のため、建築基準法に基づき、住民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進するとともに、県と連携して、危険なブロック塀の除去に対する助成制度の周知・活用促進を図る。

なお、公共施設においては、公共施設の設置者及び管理者は、建築基準法の基準に適合しないブロック塀等の危険箇所の解消に努める。

(2) 窓ガラス等の落下防止

地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下の危険のあるものについて、住民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

7 家具等転倒防止

町は、県と連携し、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやチラシ等の配布を通じて、住民に対し家具等の安全対策等の普及啓発を図る。

第16節 公共施設等災害予防計画

総務課 住民課 生活環境課 建設課 都市計画課 水道課 下水道課

震災時における応急対策活動の実施や住民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力、ガスその他の公共施設の管理者は、大規模な地震発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から耐震性の確保等、災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第17節「公共施設等災害予防計画」に準ずる。

このほか、震災対策においては次の事項を追加する。

1 ライフライン関係機関の対策

(1) 下水道施設

ア 施設の整備

町は、施設の新設、増設にあたっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等を積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ、補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。

第17節 危険物施設等災害予防計画

総務課

地震に起因する危険物等による事故を防止するため、町は、県、事業者等関係機関と連携して各種予防対策を実施する。

具体的な計画については、第2編第1章第18節「危険物施設等災害予防計画」に準ずる。

第18節 砂利採取場災害予防計画

商工観光課

大規模な地震発生時の砂利採取場における災害を防止するため、町は県と連携し、事業者等に対する規制、指導等の各種予防対策を実施する。

具体的な計画については、第2編第1章第19節「砂利採取場災害予防計画」に準ずる。

第19節 文教施設等災害予防対策計画

学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課

地震発生時の幼児・児童・生徒及び教職員の安全を確保するため、学校等は、学校における学校安全計画等の作成や児童・生徒等及び教職員に対する防災教育等を推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第20節「文教施設等災害予防対策計画」に準ずる。

第20節 相互応援体制の整備計画

総務課

大規模地震発生時には、町だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するにあたって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、他の地方公共団体間との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第21節「相互応援体制の整備計画」に準ずる。

第21節 業務継続体制の整備計画

総務課 総合政策課

大規模地震が発生した場合、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われるおそれがあり、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

町は、大規模地震発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、又は早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を実施する。

具体的な計画については、第2編第1章第22節「業務継続体制の整備計画」に準ずる。

第22節 災害廃棄物等の処理体制の整備計画

生活環境課

大規模地震発生時において、災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理することができるよう、平常時から体制の整備を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第23節「災害廃棄物等の処理体制の整備計画」に準ずる。

第1節 活動体制計画

全 部

大規模な地震が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動体制の万全を期すものとする。

1 職員の配備体制

(1) 配備体制の基準

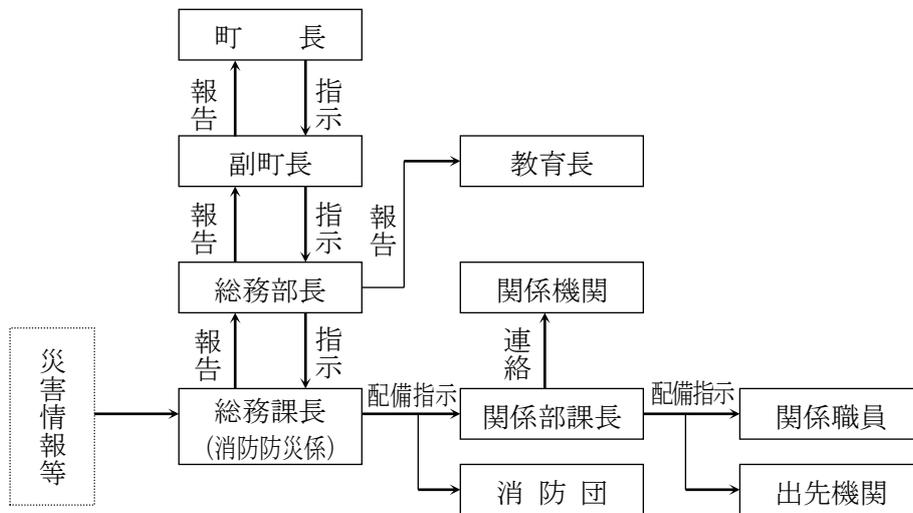
災害応急対策活動が速やかに実施されるよう、別表の区分に基づき、活動体制を確立する。

(2) 職員の動員

災害時において、配備の指示があった場合における各部課の動員規模は、その災害の状況により異なるが、特に指示がないときは、第2編第2章第1節「活動体制計画」別表2に掲げる標準動員表によるものとする。

なお、各部課においては、配備体制ごとの配備職員を平素から確認・把握しておき、不慮の災害に備えるものとする。

(3) 配備指示の伝達系統



(4) 連絡方法

ア 連絡方法の事前周知

勤務時間外においても、迅速に職員を招集できるように、各部課長は、職員の招集について、あらかじめ電話その他の連絡方法を定め、職員に周知しておく。

イ 自主登庁

(7) 災害の発生により、電話等通信連絡が不通になっていることも予想されるため、職員は、状況判断により、自ら進んで登庁し、指示・命令を受ける。

(イ) 各職員は、前記1(1)に定める配備基準のうち、〔自動配備〕基準に該当するときには、配備指示を待つことなく、直ちに登庁するものとする。

2 情報収集体制の確立

(1) 配備の指示

情報収集体制の実施責任者は、総務課長とする。総務課長は、総合的に状況を判断し、次の配備基準に基づき、情報収集体制を指示する。

ア 町内に震度4の地震が発生したとき（自動配備）

イ その他総務課長が必要と判断したとき

(2) 情報収集・警戒活動の実施

ア 総務課及び建設課は、地震情報等を収集し、必要に応じて関係課に伝達する。

イ その他、各部課長は、それぞれの判断により、関係職員を集合又は待機させる。

(3) 配備の解除

地震発生後の情報収集等により、災害の発生がないと認められる場合、又は警戒等の必要がないと認められる場合、総務課長は、準備配備を解除する。

3 壬生町災害警戒本部の設置（警戒配備体制の確立）

(1) 配備の指示

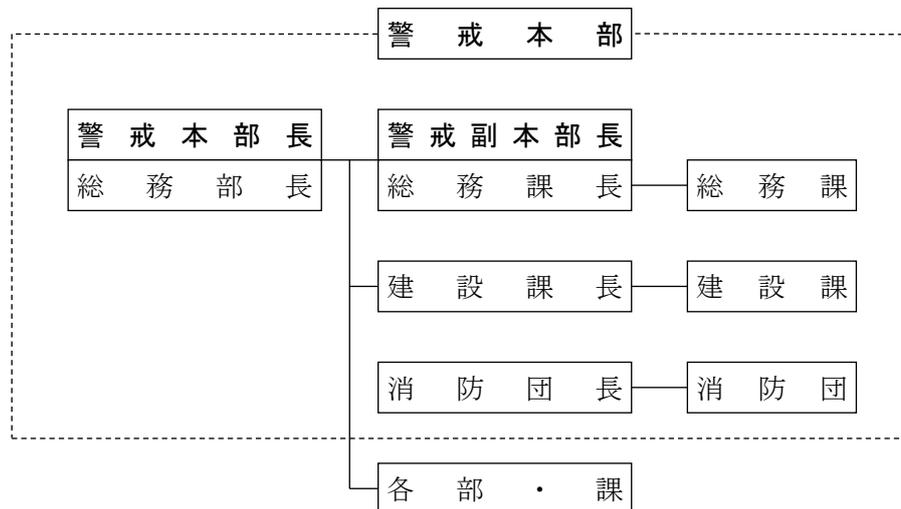
警戒配備体制の実施責任者は、総務部長とする。総務部長は、総合的に状況を判断し、次の配備基準に基づき、壬生町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

ア 町内に震度5弱の地震が発生したとき（自動配備）

イ 地震により町内で被害が発生したとき（総務部長判断）

(2) 警戒本部の組織

総務部長を警戒本部長とし、総務課長を警戒副本部長とする。また、警戒本部の組織については、次のとおりとする。



※警戒本部長の指示がある場合は、通常の行政組織体制により、災害応急活動に当たる。

(3) 警戒本部室の設置場所

警戒本部室は、町役場庁舎（総務課）に置く。

(4) 警戒本部の活動

ア 警戒本部は、災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場

合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に当たる。

イ 総務課及び建設課は、消防団と連携し、地震情報、町内各地の被害状況及び関係機関・団体等の活動状況等の情報等を取りまとめ、警戒本部長に報告するとともに、警戒本部長の指示を関係課に伝達する。

ウ 各課は、所管施設の被害状況を確認し、警戒本部長に報告する。また、警戒本部長から指示があった場合には、その指示内容に基づき、災害応急対策活動に当たるものとする。

(5) 警戒本部の解散

総務部長は、次の基準により、警戒本部を解散する。

ア 災害対策本部を設置したとき

イ 予想される災害の危険性が解消したと認めるとき

ウ 警戒本部の業務が終了したとき

4 壬生町災害対策本部の設置（非常配備体制の確立）

壬生町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害対策を遂行するため必要があると認めるとき、町長は壬生町災害対策本部条例（昭和44年条例第24号）（資料12-3）に基づき、壬生町災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

(1) 本部設置の基準

本部設置の基準は、次の各号に掲げる場合による。

ア 町内に震度5強の地震が発生したとき（自動配備）

イ 地震により町内で甚大な被害が発生したとき（町長判断）

(2) 解散の基準

町長は、次の基準により、本部を解散する。

ア 余震等がおさまり、地震災害のおそれがなくなったと本部長が認めたとき。

イ 地震災害による応急対策が完了したと本部長が認めたとき。

(3) 本部の設置及び解散の公表

本部を設置し、又は解散したときは、直ちに関係機関に報告するとともに、庁内及び住民に対し、電話、防災行政無線、広報車、その他迅速的確な方法で周知するものとする。

(4) 町長の職務代理者の決定

町長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定めておくものとする。

第1順位 副町長

第2順位 総務部長

第3順位 総務課長

なお、災害対策本部が設置される前においても、上記の順位を準用するものとする。

(5) 本部室の設置場所

本部室は、防災センターに置く。ただし、庁舎が被災して使用不能になった場合には、次の施設に本部室を設置するものとする。

順位	名称	所在地	電話番号
第1位	図書館	本丸一丁目8番33号	0282-82-8543
第2位	歴史民俗資料館		0282-82-8544

(6) 標識等

ア 本部の標識

本部が設置されたときは、その設置を示すため、「壬生町災害対策本部」と表示した標識を防災センター正面玄関に掲げるものとする。

イ 車両の標示

災害応急対策に使用する自動車には、その旨を車体等に標示するものとする。

ウ 服装等

災害応急対策に従事する職員は、状況により活動に適した服装を着用することとする。
また、その身分を明らかにするため、腕章を着用するものとする。

5 本部の組織

第2編第2章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。

6 業務継続性の確保

第2編第2章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。

別表 地震災害時の配備体制

名称	配備基準	各体制の構成	責任者 意思決定者	権限・役割	活動内容
情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> 町内に震度4の地震が発生したとき（自動配備） その他総務課長が必要と判断したとき 	消防防災係、土木係	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、連絡体制の確保 	主に状況の把握と各対策部、関係団体と連絡活動を行える体制とし、状況に応じて警戒配備体制に速やかに移行できるよう連絡体制を確立する。
警戒配備体制 （災害警戒本部の立ち上げ）	<ul style="list-style-type: none"> 町内に震度5弱の地震が発生したとき（自動配備） 地震により町内で被害が発生したとき（総務部長判断） 	総務部長、総務課、建設課、消防団長（本部会議なし）	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> 各部へ情報収集・応急対策の指示 非常配備の可能性があるときは、事前に全職員へ準備の連絡をする。 避難所の開錠 高齢者等避難、避難指示発令の準備・検討（発令は町長の権限） 	<p>総務課、建設課は消防団等と連携し、町内の被害情報の収集にあたる。各課も所管施設の被害状況を確認する。</p> <p>局地的な災害に対し対応できる体制とする。</p> <p>※ 災害警戒本部の設置</p>
非常配備体制 （災害対策本部の立ち上げ）	<ul style="list-style-type: none"> 町内に震度5強の地震が発生したとき（自動配備） 地震により町内で甚大な被害が発生したとき（町長判断） 	全職員、消防団長（本部会議あり）	町長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策の基本的な事項について協議（本部会議） 避難所開設・運営の指示（本部会議） 配備体制・人員の調整（本部会議） 情報の分析と方針の決定（本部会議） 外部への応援要請の決定（本部会議） 高齢者等避難、避難指示等の発令（町長の権限） <p>※ 本部会議とは、町長&副町長&部長以上の職員で構成する災害対策本部の意思決定機関。</p>	<p>大規模な災害に対し、全職員をもって対応にあたる体制とする。</p> <p>※ 災害対策本部の設置</p>

第2節 災害情報の収集・伝達計画

全部

地震災害が発生した場合、応急措置の実施と災害状況の総合的な把握を図るため、災害に関する情報の迅速かつ的確な収集・伝達体制の整備を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達計画」に定めるところによる。

1 地震情報等の発表、伝達

町は、宇都宮地方気象台が地震情報等を発表した場合は、第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達計画」の予警報の伝達系統に準ずる方法でこれを受信する。

宇都宮地方気象台が地震情報等を発表するのは、次の場合である。

- (1) 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合
- (2) 県内で地震による被害が発生した場合
- (3) 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合
- (4) その他、必要と認められる地震が発生した場合

気象庁が発表する地震情報の種類

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した。 	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

気象庁が発表する緊急地震速報の種類

種類	発表する条件	内容
緊急地震速報 (警報) (地震動特別警報) (地震動警報)	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測され、栃木県に震度4以上が予測される場合に発表される。	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、震度4以上が予測される地域名、地震発生場所の震央地名 震度6弱以上の揺れが予想される場合は特別警報に位置づけられる。
緊急地震速報 (予報) (地震動予報)	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたとき、又は100gal以上の加速度を観測したときに発表される。(機器制御などの高度利用者向けとして提供)	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震の規模（マグニチュード）の推定値 <ul style="list-style-type: none"> * 予測される最大震度が震度3以下 ○ 予測される揺れの大きさの最大予測震度 * 予測される最大震度が震度4以上 ○ 地域名 ○ 震度4以上の地域の予測震度 ○ 大きな揺れ（主要動）の予測到達時刻

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

2 情報の報告

町、石橋地区消防組合は、町の区域内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。ただし、町の区域内において震度5強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。報告に際し、町は、石橋地区消防組合と相互に情報交換するなど連携を図るものとする。

なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺

到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

報告先等については、第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達計画」に準ずる。

第3節 通信運用計画

総務班 総合政策班

地震災害時に、迅速かつ的確に情報を伝達・報告するため、県防災行政ネットワーク又は関係機関の各種通信施設等を有効に利用して、通信の確保を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第3節「通信運用計画」に準ずるものとする。

第4節 相互応援協力・派遣要請計画

総務班 協力班

町は、自力による災害応急対策が困難な場合、県、他市町に対し、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき迅速・的確な応援要請を行う。また、自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第5節「相互応援協力・派遣要請計画」に準ずるものとする。

第5節 災害救助法の適用計画

健康福祉班

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法を適用した場合、県と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第6節「災害救助法の適用計画」に準ずるものとする。

第6節 避難対策計画

総務班 総合政策班 健康福祉班 商工観光班 都市計画班
学校教育班 生涯学習班 スポーツ振興班 協力班

地震発生時における人的被害を軽減するため、町は、県、防災関係機関と連携し、適切な避難誘導を行う。また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難場所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

具体的な対策については、第2編第2章第7節「避難対策計画」に準ずる。このほか、以下の事項については、特に留意する。

1 避難の方法等

(1) 住民の役割

住民は、地震が発生し、火災拡大、危険物流出拡散、家屋倒壊等の危険があるときは、町の避難指示を待たずに自らの判断により避難を行う。

(2) 行政の役割

地震発生時にあつては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難指示は迅速にこれを決定、伝達するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう、各関係機関、自主防災組織等との連携により、避難指示の周知徹底及び避難誘導に努める。

2 避難場所等への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時多発的に火災が発生し、大火災に発展することが予想される。そのため、地震発生後の避難においては、次の点に留意する。

- (1) 住民は直ちにガス栓の閉止やブレーカーの遮断等の火の始末をする。
- (2) 道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀等の倒壊に注意しながら避難場所へ避難する。
- (3) 火災による輻射熱等から身の安全を確保できるグラウンド、公園、広場等へ避難する。
- (4) 避難場所では正確な災害情報を収集し、また不在者を確認した後、安全確認の得られた避難所へ避難する。

3 避難所の開設、運営

(1) 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、必要に応じて職員を避難所に派遣して、被災者の避難状況を把握する。

(2) 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等による二次災害のおそれがないか、目視等または震災建築物応急危険度判定の実施等により施設の安全性を確認する。

(3) 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒との住み分

けを明確にし、あるいは早期に仮設住宅を建設し、学校機能の早期回復に配慮する。

4 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営にあたって、避難生活が長期に及ぶ場合には、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申し合わせ事項等が自主的に作成されるよう支援する。

また、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、各避難所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。また、町は、必要に応じ、ボランティアや近隣市町等に対し協力を求める。

5 帰宅困難者対策

(1) 避難所への誘導

ア 鉄道事業者は、大規模災害が発生したときは、帰宅困難者を一時滞留が可能な場所に誘導し、受入れを行う。一時滞留場所への受入れが困難な場合は、事前に調整した手順に従って町に対して帰宅困難者の受入れを要請した上で、町が準備する避難所への誘導を行う。

イ 町は、鉄道事業者及び県と協力して、帰宅困難者を避難所に誘導する。

(2) 避難所での対応

町は、県の支援を得て、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、避難所及び食料や水、毛布等の物資等を提供するとともに、必要に応じて避難所の管理・運営に係る対応を行う。また、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

6 県外避難者の受入れ

(1) 初動対応

町は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、避難所を開設するなど、その受入れに努める。

ア 県の受入方針の決定

県は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、避難元自治体と必要な連携を図った上で、県外避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

受入方針の決定にあたっては、町との事前調整が行われることになるため、町は、町域の被災状況や受入能力等、必要な情報を県に報告する。

イ 避難所の設置

町は、県からの要請に基づき、「3 避難所の開設、運営」及び第2編第2章第7節「避難対策計画」の「5 避難所の開設、運営」に準じて、県外広域避難所を設置する。

ウ 避難所の運営

町は、「3 避難所の開設、運営」及び第2編第2章第7節「避難対策計画」の「5 避難所の開設、運営」に準じて、県外広域避難所の運営を行う。

(2) 避難者の支援

ア 県外避難者への総合的な支援

町は、県と連携し、自主防災組織、自治会、ボランティア、町社会福祉協議会等の協力

を得ながら、県外避難者の支援に努めるものとする。

イ 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

町は、県と連携し、町社会福祉協議会やボランティア、NPO等の協力を得ながら、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や県内の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第7節 広域一時滞在対策計画

総務班 総合政策班

地震発生により被災した住民の生命・身体を保護するため、被災した住民の居住の場所を町域外に確保する必要があるときは、県、防災関係機関と連携して、広域一時滞在に係る措置を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第8節「広域一時滞在対策計画」に準ずるものとする。

第8節 救急・救助・消火活動計画

総務班 住民班 健康福祉班

地震災害により被災した者に対し、町は県、警察、消防本部、自衛隊、地域住民、消防団、自主防災組織等と連携して迅速、適切な救急・救助・消火活動を行うものとする。

救急・救助活動については、第2編第2章第9節「救急・救助活動計画」に準ずるものとし、本節では消火活動についてのみ記載する。

1 町民及び自主防災組織の消火活動

(1) 火災予防措置

大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレーカーの遮断をする。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生した場合の措置

火災が発生した場合は次により措置する。

ア 火災が発生した家庭の措置

- (ア) 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。
- (イ) 消防機関に通報する。
- (ウ) 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

イ 自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣住民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。消防機関(消防署、消防団)が到達したときは消防機関の指示に従う。

2 町及び消防機関の消火活動

(1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、町は、消防機関と連携し、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、栃木警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消火活動を行う。

- ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
- イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先する活動を行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

3 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ア 消防機関に通報する。
- イ 自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- ウ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 二次災害防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとるうえで必要な情報を伝達する。
- イ 県警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等可能な手段によりただちに通報する。
- ウ 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

第9節 医療救護活動計画

総務班 健康福祉班

地震災害発生時には、広域あるいは局地的に医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、町は、医療機関、県等の関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第10節「医療救護活動計画」に準ずるものとする。

第10節 二次災害防止活動計画

総務班 建設班

地震発生後に、余震、降雨、建物倒壊等による二次的な災害を防ぐため、町は、関係機関と連携して、迅速かつ的確な措置を実行する。

1 水害等の二次災害防止

第2編第2章第4節「災害拡大防止活動計画」に準ずるものとする。

2 建築物・構造物の二次災害防止

(1) 震災建築物応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物・構造物の余震に伴う倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、震災建築物応急危険度判定を実施する必要がある。

町は、県に対し、建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。派遣された判定士は、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険程度の判定、表示等を行う。

(2) 二次災害の防止

町は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

第11節 緊急輸送活動計画

総務班 建設班 都市計画班

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実に、迅速に輸送するため、町は、県、防災関係機関と連携して、震災時の緊急輸送対策を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第11節「緊急輸送活動計画」に準ずるものとする。

第12節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動計画

総務班 健康福祉班 農政班 商工観光班 水道班

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・生活必需品の供給を図るため、町は、県、他市町、関係機関と相互に連携して調達、供給体制を確立する。

具体的な対策については、第2編第2章第12節「食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動計画」に準ずるものとする。

第13節 農地・農業用施設等応急復旧計画

農政班

町、農地・農業用施設の管理者は、地震災害発生時には、関係機関と連携して農作物や各施設の被害状況の把握、応急復旧対策を速やかに実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第13節「農地・農業用施設等応急復旧計画」に準ずるものとする。

第14節 保健衛生活動計画

総務班 住民班 生活環境班 健康福祉班 農政班 商工観光班

町は、関係機関の指導・協力を得て、被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保、及び人心の安定と人身の保護のため、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）を的確に実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第14節「保健衛生活動計画」に準ずる。

第15節 障害物除去計画

建設班

町、県、道路・河川等の管理者、防災関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物を除去し、被災住民の生活確保を図るとともに、緊急輸送道路等の交通の確保を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第15節「障害物除去計画」に準ずる。

第16節 災害廃棄物処理活動計画

生活環境班

町は、被災地におけるがれき、避難所ごみ、生活ごみ、し尿等の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第16節「災害廃棄物処理活動計画」に準ずる。

第17節 文教施設等応急対策計画

学校教育班 生涯学習班 スポーツ振興班

児童・生徒等の生命、身体の安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育の実施、文化財の保護対策などの文教対策に必要な措置を講ずる。

具体的な対策については、第2編第2章第17節「文教施設等応急対策計画」に準ずる。

第18節 住宅応急対策計画

建設班 都市計画班

震災により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者のために、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の供給、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急処理を行い、居住の安定を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第18節「住宅応急対策計画」に準ずる。

第19節 労務供給対策計画

総務班

災害応急対策を実施するにあたって労力的に不足する場合、特殊な作業のため技術的な労力が必要となった場合における要員の確保計画について定め、労務供給の万全を期す。

具体的な対策については、第2編第2章第19節「労務供給対策計画」に準ずる。

第20節 公共施設等応急対策計画

総務班 生活環境班 建設班 水道班 下水道班

道路、鉄道、ライフライン施設等の二次災害の防止又は被害の軽減化を図るため、各公共施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第20節「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

第21節 危険物施設等応急対策計画

総務班

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、町は、関係機関と連携し、適切な応急対策を実施する。

消防法上の危険物、火薬類、LPガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、第2編第4章第3節「放射性物質・危険物等事故対策計画」の規定に準ずる。

第22節 広報活動計画

総務班 総合政策班

町は、震災時に県や防災関係機関と相互に連携して、住民へ迅速、的確に情報ニーズに応じた広報活動を行い、社会的混乱を防ぐ。

具体的な対策については、第2編第2章第22節「広報活動計画」に準ずる。

第23節 自発的支援の受入計画

総務班 健康福祉班 会計班

大規模地震発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

具体的な対策については、第2編第2章第23節「自発的支援の受入計画」に準ずる。

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

全 課

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

具体的な対策については、第2編第3章第1節「復旧・復興の基本的方向の決定」に準ずる。

なお、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、必要に応じ、おおむね次のような事項を基本的な目標とする。

- (1) 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- (2) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
- (3) 建築物や公共施設の耐震化、不燃化
- (4) 耐震性貯水槽の設置

第2節 民生の安定化対策計画

全 課

災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業のあっせん等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

具体的な対策については、第2編第3章第2節「民生の安定化対策計画」に準ずる。

また、震災対策においては、次の事項を追加する。

1 地震保険等の活用

地震保険・共済は、被災者の生活再建にとって有効な手段であることから、町は、県と連携し、その制度の普及促進に努める。

第3節 公共施設等災害復旧対策計画

全 課

公共施設の早期復旧を図るため、町は、県及び防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査し、早期に復旧事業を実施する。

具体的な対策については、第2編第3章第3節「公共施設等災害復旧対策計画」に準ずる。